

# プログラム参加条件書

(お申し込み前に必ずご一読ください)

## 対象プログラム

イヤー・アブロードプログラム／カレッジ進学プログラム／大学進学プログラム

### 第1条 (プログラムの範囲)

1. プログラムは、当申込条件に基づいて、エキサイトT&E(株) 東京都豊島区東池袋3-3-1 観光庁長官登録旅行業第1685号(以下「当社」)が申込者の希望する日本国内の研修機関(以下「教育機関」)または宿泊施設への手続きを代行するにあたって、出発に際しての情報提供、教育機関/宿泊機関(以下「受入機関」)への申込手続き、渡航取得の生活サポートなどをおこなうものであり、課程終了資格取得を保証するものではありません。また、受入機関にて提供する研修内容やサービスは各機関が独自に企画・運営し、提供されるものであり、当社自らがサービスの提供をおこなうものではありません。
2. 受入の条件については受入機関にお任せとなります。契約内容(条件)は申込書にお渡しする各受入機関の書面及び本条件書により受入機関の手配については、あらかじめ旅行内容が定められている「募集型企画旅行」ではありません。従って、「旅行サービス」で定める「特別保証」は適用いたしません。また、「旅程保証」「旅程管理」もいたしません。

### 第2条 (申込と契約の成立)

1. 当契約が申込者による承諾を、申込書とプログラム料を要する場を要する場を要する場とし、緊急手配料を要する場合は、その要領をもつて成立するものとします。
2. お申込に際しては、当社所定の「プログラム申込書」に必要事項を記入しプログラム代金を添えて直接お申し込みいただき、銀行振込、クレジットなどにてお申し込みいただきます。
3. ご出発予定日より速に、研修)に必要な手続きが完了できる見通しがない場合のお申込につきましては、お受けできませんので早急に当社スタッフまで手続きに必要な日数などをご確認ください。
4. 海外現地支店を利用するプログラムに申込の場合は、会員登録の発行条件となります。
5. やむを得ない事情により出発予定日大に遅延・出発が遅れる場合、出発変更の申請日より前日(最大1年間)プログラム期間を延長致します。延長は14日のみとなります。

### 第3条 (お申込の条件)

1. 18歳以上の方で、当プログラム条件を理解し、法令・規則等遵守できる方なら誰でもお申し込みいただけます。但し、受入先が定める年齢、性別、資格、語学力、その他の条件に指定がある場合は、その条件に紐じます。
2. 20歳未満の方の保護者の同意が必要です。
3. 心身の健康が既往症、その他の事由でプログラムの参加にあたって特別な配慮を必要とされる方は必ずの旨をお申し込みください。受入先機関との協議のうえ、可能な限り対応します。なお、この場合医師の診断書や渡航同意書をお送りいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
4. 当社もしくは受入機関が不適当であると判断したとき、または当社の業務上のあるとき他機関のご案内による、申込を中断する場合があります。

### 第4条 (プログラム料金)

1. プログラム料金  
当条件書が適用となるプログラムは以下の通りとなります。尚、プログラム内容や内容は予告なく変更になる場合がありますのでご了承ください。  
◇イヤー・アブロードプログラム159,800円(税込)  
◇カレッジ進学プログラム209,800円(税込)  
◇大学進学プログラム309,800円(税込)  
第一希望校に申し出し、不合格であった場合に限り無料で第二希望校へ変更いたします。その際、大学への入学金などの実費は申込者の負担となります。
2. 語学学校入学手続きサポート費  
大学入学前に語学学校に行方は、語学学校手続きサポート費として50,000円(税込)が必要となります。
3. 緊急手配料  
出発予定日より前日(最大1年間)を切った必要の申し込みには、緊急手配料として750,000円(税込)がかかります。尚、受入教育機関によっては手配ができない場合がありますのでご了承ください。

### 第5条 (条件付き入学)

1. 条件付き入学の定義  
条件付き入学とは、申込者の申込時における語学力が現地の語学学校に通学することによって、ある一定のレベルに達する事を条件に、教育機関(大学)への入学が可能となる制度です。この制度は、渡航前に教育機関(大学)の入学内定を得られる事が特徴ですが、申込時に案内する語学研修期間については教育機関(大学)が指定する一定の目安であり、単に語学研修期間が終了するだけでは、申込者の責任において教育機関(大学)が指定するレベルに達する必要がある場合があります。当プログラムはそのレベルの達成を約束したものではありませんので、予めご了承ください。
2. 入学内定の取得について  
入学から入学内定書発行の期間は教育機関(大学)により異なります。また、申込書の書類の提出状況などによっては、語学学校開始後に教育機関(大学)への上申、入学内定を取得する場合もあります。
3. 条件付き入学取得者が学部に入る際の入学手続きについて  
現地に最新の書類を直接教育機関(大学)へ提出して頂く場合があります。

### 第6条 (費用のお支払い)

1. 当社が受入機関より支払いの要請を受け次第、請求させていただきます。請求書をお送り後、当社指定口座まで指定期日以内に全額をお支払いください。
2. 費用は受入機関申込日(当社が申込書を受領した日)の当社の換算レートで日本円に換算し、送金手数料1件につき4,500円を加えさせていただきます。当社の換算レートは換算レートの変動に際して変動しますので、お申込時にも必ず設定レートをご確認ください。  
なお、当社の換算レートは三菱東京UFJ銀行のTTSレートに5%を乗じた金額で算出しています。
3. 当社は出発日より前日までは、申込者に授業料等(制度上)前日指定されているものの発行等に係る場合を除くお支払いを請求していません。

### 第7条 (会員登録)

1. 当契約が成立した時点で、申込者は会員登録されます。
  2. 第6条1項における出発前サポートを提供する期間は、当プログラムの契約締結日より開始となります。したがって、当プログラムはお申し込み日より前日に出発していただくことを原則といたします。
  3. 第6条2項における現地サポートサービスを提供する期間は、別途お申し込みいただいた受入機関に準じます。
  4. 特別な定めがない限り、出発後の会員登録延長はできません。
- ### 第8条 (プログラム料金に含まれるもの)
- 当プログラムは海外へ渡航を予定している申込者、次の3つの段階に分けてサービスを提供いたします。このようにして、各サービスを取りまとめた情報の提供、紹介、手配代行をするものであり、当教育機関、宿泊施設、現地サービスデスク等を運営するものではありません。

詳細は当該パンフレットにご確認のうえ、お申し込みください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合でも代金の一部割引等はいたしますのでご了承ください。

### 1. 出発前サポート

- (1) 当プログラムをお申込の方は教育、宿泊施設の情報をご紹介いたします。またそれに伴い、留学カウンセラーによるアドバイザー(学校・生活・地域情報など)をはじめ以下のサービスをおこないます。  
入学申込手続きの代行、入学願書の取り寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付、研修費用の送金、入学許可証の取り寄せ、事前語学学校手続きの代行。
- (2) 宿泊手続きの代行(ホームステイ・学生寮など)  
ただし、教育機関が提供する宿泊施設をまたない場合は手続きの代行を請負えない場合があります。
- (3) 航空手続きのご案内  
航空券の手配(弊社にてお申込の場合は別途契約が必要となります)
- (4) その他、プログラムごとに含まれるもの  
出発前英会話レッスンやオンライン英会話成績評価(GPA採査)が出席の為のエッセイチェック等も含まれます。詳細は当該パンフレットにご確認のうえ、お申し込みください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合でも代金の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

### 2. 現地サポート

1. 当社作成のマニュアルに基づいて、現地提携先が渡航先の留学生活をサポートいたします。なお、当サービスは現地での不安の解消のための相談や、実生活を送るためのアドバイス、学校のトラブルの件といった内容のものであり、申込者へ代わりもしくは一線にやむを得ない事情を代行するものではありません。
2. ①病気や怪我などの相談 ②盗難や事件に巻き込まれたときの相談 ③ホームステイ先とトラブルについて相談(学校側が対処しない場合) ④滞在先の探し方や契約に関するアドバイス ⑤生活上の一般的な相談 ⑥学校とのトラブルなどの相談 ⑦学校の救済・延滞などの手続き・相談

### 第9条 (プログラム料金に含まれないもの)

1. 上記第6条、及びパンフレットで明記したもの以外はプログラム料金に含まれません。  
以下、含まれないもの一例です。  
①学校の授業料、滞在費、通学の際の交通費、衣類の洗濯にかか費用、学生寮のメンド、教育機関によるアクティビティ参加費用、空港からの送迎実費、ビザ申請実費、各国空港施設、海外旅行保険料、現地デスクに於ける付添いサービス、渡航、手紙等の郵送、その他個人的性質の諸費用など。

### 第10条 (契約の解除)

申込者いつでも次に定める取消料を支払って契約を解除することができます。

契約を解除する場合はお申込の各サービスが営業時間内(書面)でのご通知をお願いします。当社が書面を受け取った時点で取消料のお申出を受理したことになります。

また、下記のとおり条件の取消料を申請します。

### 1. 渡航前の取消料の場合

- (1) プログラム費用の取消料について  
申込者の個人的都合でお申込のすべてを取消する場合は、以下の取消料を申請します。

取消のお申出時期 (日本発出日の前日から起算)	取消料
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
契約成立日より9日以内以降、90日まで	プログラム代金の95%
契約成立日より10日以内以降、180日まで	プログラム代金の65%
契約成立日より11日以内以降	プログラム代金の80%
日本発出日より前日	費用全額

\*申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)または40日前(以降の日を除く。))までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までの日です。

- (2) 受入機関に関する取消手数料、取消料について  
申込者の個人的都合でお申込のすべてを取消する場合は、次の(a)取消手数料、(b)取消料を申請します。
- (a) 取消手数料、(b)取消料を申請します。
- (a) 当社の定める取消手数料 (表2)

取消のお申出時期 (日本発出日の前日から起算)	取消手数料(税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
31日前まで	33,000円
30日前以降21日前まで	44,000円
20日前以降3日前まで	55,000円
2日前以降出発前日まで	77,000円
日本発出日より前日	取消はできません

\*お申込みより8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、取り消し手数料は発生いたしません。

\*申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)または40日前(以降の日を除く。))までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までの日です。

- (b) 入学金・授業料・滞在費等の受入機関で定める取消料は、各機関の規定に準じます。
- ※上記(1) (2)について、ご出発まで30日を超え緊急を要する手配の場合、取消料のお申出時期にかかわらず、当社規定の取消料を申請し、かつ受入機関の定める取消料がかかります。また、プログラム料金の返金はいたしません。

### 2. 渡航後(日本出発後)の取消料の場合

- (1) 渡航後、お客様のご都合による研修期間の短縮や契約解除は権利を放棄したものとみなし返金はいたしません。ただし、この場合で受入機関が返金に応じた場合のみ例外として当該機関のキャンセル規定に基づき返金いたします。その際当該受入機関の算定する返金額の30%を返金手数料として承ります。  
(a) 現地にて発病し研修が困難になり、医師の診断書をもとに受入機関が了承した場合。  
(b) 親権者の死亡等、正当な理由があり、受入機関が了承した場合。  
(c) その他、受入機関が認めた場合。
- (2) 渡航前に当社にお申込の場合、渡航後2校目を取消する場合(2校目以上入学していないことが条件)、当社は44,400円(税込)の取消手数料をもって返金手続きを教育機関へ交渉するときに、返金があった場合の精算を第10条に従ってごこない

ます。ただし、本来教育機関は全額入金後の返金を認めている場合がほとんどであるため、当交渉が返金を承諾したものでないことをご了承ください。

### 第10条 (契約の変更)

1. 渡航前の変更の場合  
申込者の個人的都合でお申込の内容を変更する場合は、次の(a)も(b)もの変更手数料を申請します。  
(a) 受入機関の変更の場合  
受入機関のお申込後、申込者都合で受入機関を変更する場合は、下記(表3)の変更手数料がかかります。第8条(2)受入機関に関する取消料がかかります。  
(b) 受講日程・希望コースの変更の場合  
受入機関を変更せず、受講開始日(宿泊日)を延期したり、受講コース(宿泊施設)を変更する場合は、変更のお申出時期により、1回につき以下の変更手数料を申請します。また、受講開始日(宿泊日)を90日より上延期する場合は、受講開始日(宿泊日)を未確定延期する場合、及び変更希望が受講先(宿泊先)の都合で受入られなかった留学を中止する場合は第8条(1) (2)の取消の場合と同じ規定が適用されます。(表3)

取消のお申出時期 (日本発出日の前日から起算)	変更手数料(税込)
31日前まで	33,000円
30日前以降21日前まで	44,000円
20日前以降3日前まで	55,000円
2日前以降出発前日まで	77,000円
日本発出日より前日	変更はできません

(注) ご出発の30日前を過ぎてからの変更は受けできません。あるいはご希望の日に変更できない場合がありますのであらかじめお申し出ください。

\*お取消の時期にかかわらず、お申し込みいただいたプログラム料や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申込みより8日以内(取消料)ご返金いただいた場合には、プログラム料金を返金いたします。  
\*申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)または40日前(以降の日を除く。))までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までの日です。

### 2. 渡航後(日本出発後)の変更の場合

- (1) 期間の延長について  
渡航先にて受入機関を延長する場合は、当社もしくは現地提携先にご相談ください。
- (2) 期間の短縮について  
申込者が予定されている期間より以前に帰国した場合、現地で提供されるサポートサービスはその時点で終了いたします。なお、短期間短縮による費用は発生いたしません。

### 第10条 (取消・変更に伴う費用の精算)

1. 追加でお支払いいただく場合  
当プログラムの変更に関して、申込者にその差額をお支払いいただく場合は、当社より請求書をお届けしますので、速やかにお支払いください。
2. ご返金が生じる場合  
入金済みの変更に伴い、申込者にご負担いただく金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点で三菱東京UFJ銀行の為替換算レート(TTBレート)を適用し、日本円換算したもので返金する時期はお申出の1～3月後となります。

### 第11条 (授業料精算制度)

当プログラムの適用パンフレットに掲載されている教育機関が、ラセツの取消や閉校後の授業料を継続することが不可能になった場合、申込者が支払い済みである授業料に相当する授業を終了していない状況かつ返金のない場合において、当社はその未履修金額分を受講できるように代替の受入機関をご案内します。ただし、精算制度は授業料のみで、滞在費等は含まれません。

### 第12条 (旅行保険契約の義務)

申込者は現地で病気、傷害等に備え海外旅行保険に必ず加入していただきます。

### 第13条 (当社の責任範囲・免責事項)

1. 当社は第6条に示したプログラムサービスを取りまとめた情報の提供、紹介、手配代行するものであり、自ら教育機関、宿泊施設、交通機関等を運営するものではありません。したがって当社にとりかわる、各機関の都合によって内容や条件が変更されたとき、実施できない場合、当社にできるだけ原状に復する努力はしますが、その変更や中止に伴う損害について、その責を負いません。
2. 当社は各受入機関やお客様からいただいた情報をとどきさまざまなご案内をいたしますが、現地の事情については掌握しているわけではありません。例えば教育機関においてもクラスや人数の増減や国籍バランスの状況などは変更されておきます。なかにはプログラム内容に関して当社に予告なく内容変更されている場合などもあります。当社のプログラム内容

3. お客様が観光先にて、当社への連絡なくにご自身もしくは現地の方と契約を締結し、宿泊施設と契約した場合、当社はその契約のもとで発生した問題に関して一切の関与はいたしません。

4. 申込者のパスポート及び必要査証(ビザ)が日本国・渡航先国の判断により入手できない場合、または現地の入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。したがって、第8条(1) (2)の規定により取消扱いとして、それまでの取消料を申請いたします。
5. 各種交通機関のスケジュールの変更、遅延、その他の事由に起因して申込者が損害を被った場合に当社はその責を負いません。
6. 天災、地震、戦争、暴動等の事由に起因して当プログラムの運営が不可能になった場合に当社はその責を負いません。
7. 当社及び現地サポートデスクで紹介した学校、住居、アルバイト等での何らかのトラブルに遭った場合、当社及び現地サポートデスクを運営する現地提携先に対しては、重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。
8. 受入機関のローカルに反する行為、反社会的な行為や暴力的行為、他の参加者の迷惑に及ぶような行為や学校の退学となつた場合、その理由の如何にかかわらず費用の返金はありません。また、その時点で当社が提供するサービスを中止させていただきます。

当社は、当社に掛ける手配できない条件がある場合(宿泊施設が日本発出日より前日です。現地に着いたらから学校の担当者や相談していただく場合があります。その他、学校の都合で申込者の希望が叶えられない場合があります。)

10. 条件書及び受入機関の提出書類について虚偽の申告があった場合、もしくは重要事項についての申告がなかった場合、そのように生じた契約の成立、変更及び損害賠償等の一切について、申込者ごとの責を負うものとします。

### 第14条 (当社の契約解除)

1. 申込者が虚偽の申告をしたとき
2. 病弱その他の事由により申込者がプログラムを継続できないと判断したとき
3. 申込者が又はその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくはプログラム全体の運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いと判断したとき
4. 天災、地震、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他の事業者の責に帰せざる事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
5. 申込者が定められた期までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
6. 申込者が長期にわたり連絡不能又は所在不明となつたとき
7. 申込者が定められた期までに対面を支払わなかったとき

### 第15条 (管轄の裁判所)

当プログラムに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

### 第16条 (約款の変更)

当プログラムの記載内容が2015年9月3日現在の情報をもとに作成しております。各受入機関の都合、もしくは当社の都合により約款が告知されるような変更がある場合があります。

### 第17条 (個人情報について)

当社は個人情報をお申込の際に申込書にご記入いただいた申込者の個人のご情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性)について、次の場合などに必要最小範囲内で使用いたします。

- (1) プログラムサービス提供業務の実施
  - (2) 査証取得やお申込いただいた受入機関、現地サービスデスクへの手続き等手続き代行の実施
  - (3) 上記のほか、プログラム運営、手続き代行上のサービス提供会社の手続き
- 海外危険情報・保健衛生について  
渡航先によっては外務省の海外危険情報等、安全確保に関する情報が告知されている場合があります。お申込の際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。
- 外務省海外安全ホームページ
  - 厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」  
<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>
  - 厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」  
<http://www.forth.go.jp/>

【プログラム・手続き代行手配取扱い施設】  
エキサイトT&E株式会社  
(観光庁長官登録旅行業第1685号)  
〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60 25階  
TEL 03-6634-3360  
一般社団法人 日本旅行業協会  
留学・語学研修等協議会 会員  
JAOS 海外労働協議会 正会員

## 語学研修・ホームステイ参加にあたっての重要事項 (参加者の心得)

- (1) ホームステイの意義  
ホームステイはホテルに宿するのではなく、宿泊を提供する一般家庭をホームとする。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活することで、互いの国の文化・習慣もとの考え方の違いを体験し、相互の理解を深めることとホームステイの目的があります。
- (2) ホストファミリーの定義  
受入家庭には様々なタイプの家庭があります。共働き若くは夫婦、リタイアした老夫婦、子供がいる場合、いない場合、一人で暮らしている場合等、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭について種・宗教・職業等のリクエスはできません。受入機関により決定された受入家庭をこれら理由に変更や取消はできません。なお、ご案内するホストファミリーはそれほどハイキング・ホームステイです。
- (3) ホストファミリーの責務  
ホストファミリーは参加者に対して宿する部屋の提供と、規定回数の食事の提供が義務づけられています。最寄り駅までの送迎や週末の余暇を共に過ごすことなどがあっても、それはホストファミリーの厚意による含めです。
- (4) ホストファミリーの言語環境  
ホームステイ先によっては、家族間での会話において、「留

- 学目的の言語)以外の言語を話す場合があります。(例、アメリカの場合は英語以外の言語としてスペイン語など) 家族の中に「留学目的の言語」が話せない方がいる場合などはケースとして少くありません。参加者との会話がない場合はエージェントとのコミュニケーションとしてご理解ください。
- (5) ホストファミリーの変更  
受入家庭の不慮の出来事や家族の病気、または天災など、やむを得ない理由により受け入れがなくなる場合があります。この場合は受入家庭を変更したとき、次の家庭が見つかるまでの間ホテルや学生寮に滞在することもあります。
- (6) 滞在地区について  
受入家庭の多くは学校から30～60分程度の距離にあります。通学には距離により徒歩・自転車・バス・電車などを利用することとなりますが、その交通費は参加者の負担となります。
- (7) ホームステイ中の食事について  
何の都合でも食事の用意がされなかったとしても、それが故意でなければ金銭的補償はいたしません。諸外国の家族は日本的一般家庭よりも概ね質素であると言います。家族と同様のものが提供されている以上、食事も異文化体験のひとつであることと受け取る必要があります。